

平成 15 年 2 月 4 日

各 位

東京都中央区日本橋一丁目 20 番 7 号
松 井 証 券 株 式 会 社
代 表 取 締 役 社 長 松 井 道 夫
(東 京 証 券 取 引 所 第 一 部 : 8 6 2 8)
問 合 せ 先 : 常 務 取 締 役 経 営 企 画 部 長 九 鬼 祐 一 郎
T E L : 0 3 (3 2 8 1) 3 1 4 6

「預株」制度の申込単位引下げおよび取扱手数料無料化のお知らせ

松井証券は、個人投資家向けの新しい資産運用手段である「預株」制度をこれまで以上に幅広く利用していただくため、本年 2 月下旬を目処に最低申込単位を 1 単元*に引下げるとともに、取扱手数料を無料にします。

今回の「預株」制度の変更は、低金利状態が続く中、新証券税制による配当課税の引下げ等により、個人投資家の株式保有利回りに対する関心が高まってきていることが背景にあります。これまで個人投資家が「預株」制度に申込みの場合、最低 10 単元以上の株数が必要でした。また、取扱手数料として 1 銘柄 1 回あたりの品貸料（証券金融会社が発表する逆日歩×預株数量）から貸株代り金金利を控除した額の 20%を当社がいただいていた。しかし、株式を 10 単元以上持たない個人投資家から、最低申込単位引下げの強いご要望があったため、今回 1 単元から申込みのものとしました。また、取扱手数料を無料とすることで、個人投資家の受取額（預株料）が増えます。

今回の申込単位の引下げと取扱手数料の無料化により、更に多くの個人投資家が「預株」制度を活用することで、「預株」制度の利便性と収益性を実感していただけるものと考えています。

松井証券は、今後も個人投資家の利益に資するサービスの拡充に努めてまいります。

*単元株制度採用会社株式については 1 単元、単元株制度非採用会社株式については 1 株、受益証券および投資証券については 1 売買単位をいいます。

**この「預株」制度については、平成 14 年 1 月 17 日にビジネスモデル特許を出願しています。

以上